

特別栽培農産物に係る基準や農薬の使用基準は、平成30年3月30日現在のものである。

1 この栽培体系に関して

この体系は、園芸試験場における課題「有機・特別栽培を可能にする病害虫管理体系の構築（2014～2017年度）」において、取り組んだ成果を取りまとめたものである。

2 成果の概要

(1) この体系で使用する化学農薬の総使用成分回数*は、殺菌剤11(1)成分、殺虫剤9(3)成分で、合計20(4)成分で計画した。本課題最終年度における病害虫の果実被害は、慣行の防除体系と比べて、病害では差はなかったが、虫害ではコナカイガラムシ類の果実被害がやや多かった(図1)。

*化学農薬の総使用成分回数は、鳥取県の特別栽培農産物でカウントする成分数(鳥取県の特別栽培農産物でカウントしない成分数)で示した。

(2) 本課題では、全量有機質肥料(場内産堆肥:窒素成分10kg/10a)を用いた。本課題最終年度の果実品質は、慣行の施肥体系と同等であった。ただし、本肥料体系下において収穫時期が遅れる試験年度もあったことから、必ず果色をみて適期収穫に努めることが重要である(図2)。

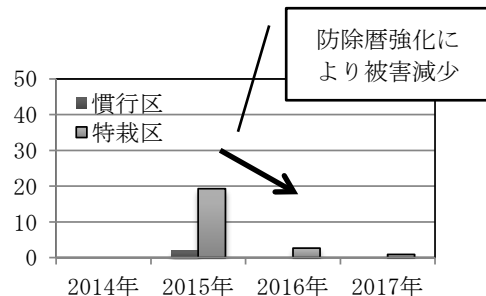


図1 コナカイガラムシ類による果実被害 (収穫期)

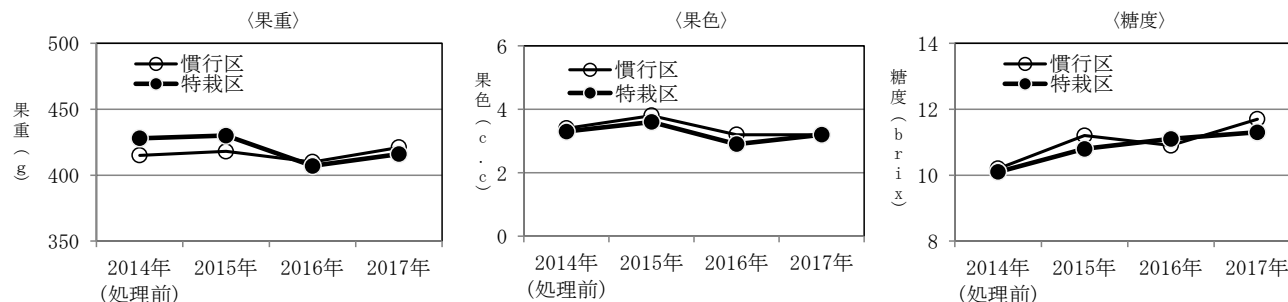


図2 果実品質の年次推移 (収穫期)

(3) 本暦で使用する鳥取県における特別栽培農産物において、成分の使用回数をカウントしない農薬またはカウントしない成分を含む農薬を下表に示す。

表 一覧

対象病害	成分名 (主な商品名)	対象害虫	成分名 (商品名)
うどんこ病	ポリオキシシン水和剤(ポリベリン水和剤)	ハダニ類、コナカイガラムシ類、ニセナシサビダニ	マシン油乳剤 (ハーベストオイル)
		ニセナシサビダニ、ハダニ類	ミルベメクチン乳剤 (コロマイト乳剤)
		ハダニ類	天敵等生物農薬 (スパイカルプラス)

鳥取県におけるニホンナシの特別栽培農産物病害虫防除暦（平成30年版）

月	旬	生育状況	平年の月日	防除対象とする病害虫	商品名または耕種の防除	鳥取県における特設栽培農産物で、カウントする農薬成分回数の累計	鳥取県における特別栽培農産物で、カウントしない農薬成分回数の累計	注意事項
施肥：窒素成分は、化学肥料を使用しないか、基準の5割以下で栽培すること								
9	中 下	収穫直後	9月15日頃	ハマキムシ類、コナカイガラムシ類 若齢幼虫、ナシグンバイ、うどんこ病、黒星病	ダイアジノン水和剤 34 1,000 倍液 ポリベリン水和剤 1,500 倍液	2	1	1. 越冬害虫をバンド誘殺するため、飼料袋を幅 20 cm に切り、太枝に巻き付ける。これを冬にはずして処分する。
落葉期				黒星病、うどんこ病		2	1	1. 黒星病の越冬伝染源を減らすため、落葉処分を行う。
1 2		休眠期		シンクイムシ類、カイガラムシ類、 ハダニ類、黒星病、赤星病、胴枯病、 輪紋病	被害芽、被害枝の切り取り、赤星病 中間寄生樹の伐採および粗皮けずり	2	1	1. 枯れ枝、いぼ病斑を切除処分する。剪定枝は園内に残さない。
3	中	発芽前	3月11日 ～20日	ハダニ類、カイガラムシ類、ニセナシサビダニ	ハーベストオイル 50 倍液	2	2	
4	上	りんぼう 脱落直前	4月1日 ～4月5日	ハマキムシ類、シンクイムシ類、黒 星病、赤星病	ロムダンフロアブル 3,000 倍液 デランフロアブル 1,000 倍液	4	2	1. デランフロアブルは皮膚かぶれが問題となる場合があるので注意する。
		開花始め	4月8日 ～12日	黒星病、赤星病	アンビルフロアブル 1,500 倍液	5	2	1. この時期から、黒星病の花そう基部病斑が見え始めるため、見つけ次第切除して園外処分する。
	中	交配終了後	4月17日 ～22日			5	2	
	下	落花期	4月25日頃	シンクイムシ類、アブラムシ類、カ イガラムシ類、ハマキムシ類、ケム シ類、黒星病、赤星病、心腐れ症（胴 枯病菌）	オリオン水和剤 40 1,000 倍液 スコア顆粒水和剤 4,000 倍液	7	2	1. 心腐れ症（胴枯病菌）の主要感染時期は、この時期から5月までである。 2. この時期から、葉における黒星病の病斑が見え始める。
5	上		5月1日 ～10日頃	クワコナカイガラムシ、カメムシ 類、黒星病、心腐れ症（胴枯病菌）	コルト顆粒水和剤 4,000 倍液 ファンタジスタ顆粒水和剤 4,000 倍液	9	2	1. カメムシ類の多発園では、追加防除を検討する時期である。

	中	摘果期	5月11日 ～20日頃	クワコナカイガラムシ、黒星病	アブロードフロアブル 1,000 倍液 ユニックス顆粒水和剤47 2,000 倍液	11	2	1. 黒星病の病果は、摘果時に切除して園外処分する。
	下		5月25日頃	黒星病、うどんこ病	ベルコートフロアブル 1,500 倍液	12	2	1. アブラムシ類の多発園では、追加防除を検討する時期である。
6	上		6月5日頃	シンクイムシ類		12	2	1. シンクイムシ類の発生源となるので、受粉樹の裸果処分を徹底する。 2. モモシンクイガ第1回成虫の産卵は、この頃から始まる。
	中		6月15日頃	ニセナシサビダニ、アブラムシ類、黒星病	コロマイト乳剤 1,500 倍液 アントラコール顆粒水和剤 500 倍液	13	3	
	下	袋掛け期	6月25日頃	ハダニ類、輪紋病、黒星病、うどんこ病	スパイカルプラス 5ﾊﾟｯｸ/樹 ストロビードライフロアブル 3,000 倍液	14	4	1. ナシホソガ第1回成虫の発生時期（露地）は、6月下旬～7月中旬頃である。
7	上	新梢停止期	7月5日頃	クワコナカイガラムシ、シンクイムシ類、ナシホソガ	ノーモルト乳剤 1,500 倍液 アブロードフロアブル 1,000 倍液	16	4	1. 輪紋病の発生園では、追加防除を検討する時期である。
	中		7月15日頃			16	4	
	下		7月25日頃	黒星病、輪紋病、うどんこ病	ベルコートフロアブル 1,500 倍液	17	4	
8	上		8月5日頃	シンクイムシ類、カメムシ類、コナカイガラムシ類	アルバリン顆粒水溶剤 2,000 倍液	18	4	
	中	収穫前	8月15日頃	シンクイムシ類、ハマキムシ類、カメムシ類、うどんこ病	フェニックスフロアブル4,000 倍液 ストロビードライフロアブル 3,000 倍液	20	4	1. カメムシ類の多発園では、フェニックスフロアブルに代えて、シペルメトリン水和剤（アグロスリン水和剤 2,000 倍液またはイカズチWDG1,500 倍液）を散布する。
追加防除を考える場合の留意点						基準 の半 減以 内	制限 無し	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本暦で追加防除を考える場合、鳥取県における特別栽培農産物において、成分の使用回数をカウントする農薬は、3回使用可能である。 2. 植物調整剤である落果防止剤は、鳥取県における特別栽培農産物において、成分の使用回数としてカウントする。 3. 植物調整剤であるジベレリン塗布剤は、鳥取県における特別栽培農産物において、成分の使用回数としてカウントしない。 4. 除草剤を使用する場合は、鳥取県における特別栽培農産物において、成分の使用回数としてカウントする。 5. 鳥取県における特別栽培農産物において、成分の使用回数としてカウントしない追加防除薬剤（鳥取園試における試験事例がある薬剤）として <ul style="list-style-type: none"> ・殺菌剤では、輪紋病や黒星病対策で有機銅水和剤がある。 ・殺虫剤では、ニセナシサビダニ対策で水和硫黄剤がある。

・本暦は、園芸試験場における試験事例を基に作成した。

・特別栽培農産物の基準や農薬の使用基準は、平成30年3月30日現在のものである。